

①北部湖岸地域(禁止地域)

- ☐ 意匠内容が案内図板
- ☐ 一方向から見た表示面積合計は3㎡以下
※（2以上の者が共同で表示する場合5㎡以下）
- ☐ 地上から高さ4.5m以下（脚部を含む）
- ☐ 同一表示者の広告物間距離500m以上

②北部湖岸地域以外（禁止地域）

- ☐ 意匠内容が案内図板
- ☐ 一方向から見た表示面積合計は5㎡以下
- ☐ 地上から高さ4.5m以下（脚部を除く）
- ☐ 同一表示者は半径100m以内に2個以下

③許可地域内の案内図板規制

（指定道路30m以内、鉄道100m以内、新幹線・高速道路500m以内の範囲）

- ☐ 意匠内容が案内図板
- ☐ 一方向から見た表示面積合計は5㎡以下
- ☐ 地上から高さ4.5m以下（脚部を除く）
- ☐ 同一表示者は半径100m以内に2個以下

④許可地域内の相互間距離規制

（指定道路30m～500m、鉄道100m～500m、新幹線・高速道路500m～1000mの範囲）

【指定道路・鉄道】

- ☐ 一方向から見た
表示面積合計は30㎡以下
- ☐ 地上から高さ4.5m以下
（脚部を含む。広告板）
- ☐ 地上から高さ10m以下
（脚部を含む。広告塔）
- ☐ 半径100m以内に1個

【新幹線】

- ☐ 一方向から見た
表示面積合計は50㎡以下
- ☐ 地上から高さ10m以下
（脚部を含む。広告板）
- ☐ 地上から高さ20m以下
（脚部を含む。広告塔）
- ☐ 半径300m以内に1個

【高速道路】

- ☐ 面積制限なし
- ☐ 地上から高さ10m以下
（脚部を含む。広告板）
- ☐ 地上から高さ20m以下
（脚部を含む。広告塔）
- ☐ 半径300m以内に1個

⑤上記③及び④以外の許可地域

- 【第1種地域】 ☐ 地上から高さ10m以下
- 【第2種地域】 ☐ 地上から高さ20m以下 ☐ 1事業所に1個まで
- 【第3種地域】 ☐ 地上から高さ20m以下

①-1 禁止地域における共通基準

【北部湖岸地域】

- ☐ 意匠内容が案内図板
- ☐ 一方向から見た表示面積合計は3㎡以下
※2以上の者が共同で表示する場合5㎡以下
- ☐ 同一表示者の広告物間距離500m以上

【北部湖岸地域以外】

- ☐ 意匠内容が案内図板
- ☐ 一方向から見た表示面積合計は5㎡以下
- ☐ 同一表示者は半径100m以内に2個以下

①-2 禁止地域における各広告物の共通基準

屋上

- ☐ 水平投影面をはみ出していない
- ☐ 支柱などが覆われている
- ☐ 高さは、地上から設置面までの高さ2/3かつ3m以下

壁面

- ☐ 壁からはみ出していない
- ☐ 表示面積の合計は、表示される壁面の1/3以下

突出

- ☐ 取付け壁面から1. 5m以下かつ、道路上への突出し幅は1m以下
- ☐ 下端の高さは、歩道上は2. 7m以上。車道上は4. 7m以上
- ☐ 上端は取付け壁面の高さを超えていない

② 許可地域における各広告物の基準

屋上

- 【共通基準】 ☐ 水平投影面をはみ出していない ☐ 支柱などが覆われている
- 【第1種地域】 ☐ 高さは、地上から設置面までの高さ1/2かつ5m以下
- 【第2種地域】 ☐ 高さは、地上から設置面までの高さ1/2かつ10m以下
☐ 1事業所に1個まで
- 【第3種地域】 ☐ 高さは、地上から設置面までの高さ1/2かつ10m以下

壁面

- 【共通基準】 ☐ 壁からはみ出していない
- 【第1種地域】 ☐ 表示面積の合計は、表示される壁面の1/3以下
- 【第2種地域】 ☐ 表示面積の合計は、表示される壁面の1/2以下
☐ 1事業所に1個まで
- 【第3種地域】 ☐ 表示面積の合計は、表示される壁面の1/2以下

突出

- 【共通基準】 ☐ 取付け壁面から1. 5m以下かつ、道路上への突出し幅は1m以下
☐ 下端の高さは、歩道上は2. 7m以上。車道上は4. 7m以上
☐ 上端は取付け壁面の高さを超えていない
- 【第2種地域】 ☐ 1事業所に1個まで

禁止地域における屋上、壁面、突出広告物の個別基準**屋上**

- ☐ 水平投影面をはみ出していない
- ☐ 支柱などが覆われている
- ☐ 高さは、地上から設置面までの高さ2/3かつ3m以下

壁面

- ☐ 壁からはみ出していない
- ☐ 表示面積の合計は、表示される壁面の1/3以下

突出

- ☐ 取付け壁面から1. 5m以下かつ、道路上への突出し幅は1m以下
- ☐ 下端の高さは、歩道上は2. 7m以上。車道上は4. 7m以上
- ☐ 上端は取付け壁面の高さを超えていない

野立

- ☐ 地上から高さ10m以下（脚部を含む）

許可地域における屋上、壁面、突出広告物の個別基準**屋上**

- 【 共通基準 】 ☐ 水平投影面をはみ出していない ☐ 支柱などが覆われている
- 【 第1種地域 】 ☐ 高さは、地上から設置面までの高さ2/3かつ10m以下
- 【 第2種地域 】 ☐ 高さは、地上から設置面までの高さ2/3かつ20m以下
☐ 1事業所に1個まで
- 【 第3種地域 】 ☐ 高さは、地上から設置面までの高さ2/3かつ20m以下

壁面

- 【 共通基準 】 ☐ 壁からはみ出していない
- 【 第1種地域 】 ☐ 表示面積の合計は、表示される壁面の1/3以下
- 【 第2種地域 】 ☐ 表示面積の合計は、表示される壁面の1/2以下
☐ 1事業所に1個まで
- 【 第3種地域 】 ☐ 表示面積の合計は、表示される壁面の1/2以下

突出

- 【 共通基準 】 ☐ 取付け壁面から1. 5m以下かつ、道路上への突出し幅は1m以下
☐ 下端の高さは、歩道上は2. 7m以上。車道上は4. 7m以上
☐ 上端は取付け壁面の高さを超えていない
- 【 第2種地域 】 ☐ 1事業所に1個まで

野立

- 【 第1種地域 】 ☐ 地上から高さ10m以下（脚部を含む）
- 【 第2種地域 】 ☐ 地上から高さ20m以下（脚部を含む）
☐ 1事業所に1個まで
- 【 第3種地域 】 ☐ 地上から高さ20m以下（脚部を含む）

☆下記項目に該当する場合は、担当課において手続きすること

□ 景観保全型広告整備地区（旧東海道沿道京町通り地区）

⇒ 許可と併せて届出（別記様式第1号）が必要

□ 眺望景保全地域・対岸眺望景観保全地域

⇒ 地上から31mを超える屋上広告物を設置する場合、シミュレーションが必要
（都市計画課）

□ 風致地区

⇒ 工作物（屋上、突出、野立）が1.5mを超える場合、許可申請が必要（都市計画課）

□ 地区計画

⇒ 各地区で定められている地区計画に適合しているか確認し、行為の届出が必要
（都市計画課）

□ 伝統的建造物群保存地区

⇒ 工作物の新設または改修等を行う場合、行為の届出が必要（文化財保護課）

□ 歴史的風土保存地区・歴史的風土特別保存地区

⇒ 工作物の新設または改修等を行う場合、行為の届出が必要（都市計画課）

□ 自然公園区域

⇒ 工作物の新設または改修等を行う場合、行為の届出が必要（滋賀県 自然環境保全課）

□ 県道18号から30m以内 及び 東海道沿道沿い

⇒ びわこ東海道屋外広告物ガイドラインについて案内（推奨基準への適合）

□ 高さが4mを超える工作物（屋上、突出、野立広告物）の新設

⇒ ①当課の許可後、工作物確認申請が必要（建築指導課）

②管理者が有資格者であるか

□ 道路上または道路上空に広告物を新設

⇒ 当課への申請前に、道路占用許可申請が必要
（市道：路政課・県道：大津土木・国道：滋賀国道事務所）

□ 道路上で工事等の作業を行う

⇒ 当課への申請前に、道路使用許可申請が必要（所管警察署）